

投資のソムリエ(ターゲット・イヤー2065)

一般社団法人投資信託協会分類：追加型投信／内外／資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

1.基本方針

信託財産の成長を図ることを目的として、運用を行います。

2.投資態度

①投資環境の変化を速やかに察知し、中長期的に安定的なリターンをめざします。

・主に国内外の公社債、株式および不動産投資信託証券(リート)にマザーファンド※を通じて実質的に投資し、それぞれの配分比率を適宜変更します。

・外貨建資産は投資環境に応じて弾力的に対円での為替ヘッジ*を行い、一部または全部の為替リスクの軽減をめざします。

※当ファンドが投資するマザーファンドは下記のとおりです。

(以下を総称して「マザーファンド」あるいは個別に「各マザーファンド」といいます。)

＜マザーファンド＞

- ・国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
- ・為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
- ・エマージング債券パッシブ・マザーファンド
- ・国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド
- ・外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

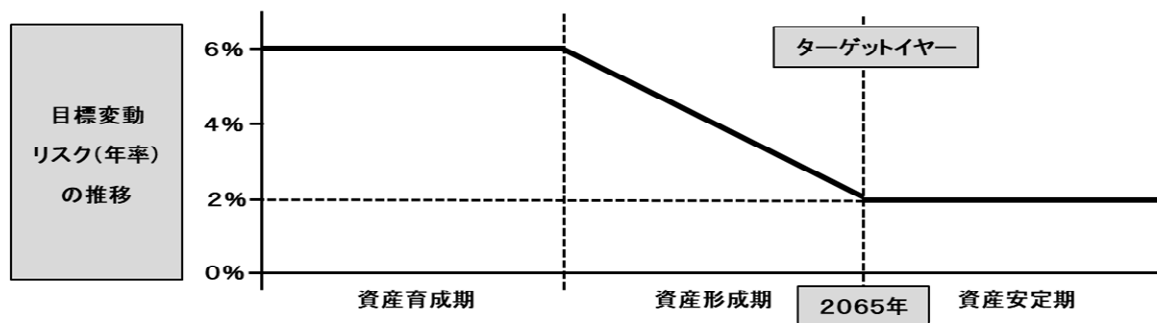
- ・エマージング株式パッシブ・マザーファンド
- ・J-REITインデックスファンド・マザーファンド
- ・外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド
- ・DIAMマネーマザーファンド

*一部の外貨建資産の通貨については、委託会社がその通貨との相関が高いと判断する通貨を用いて、円に対する為替ヘッジを行う「代替ヘッジ」を行うことがあります。

②信託期間を3つの期間(資産育成期、資産形成期、資産安定期)に分け、それぞれの期間に応じて、基準価額の目標変動リスク*を変更しつつ、安定的な基準価額の上昇をめざします。

*価格変動リスクの大きさを表し、この値が小さいほど、価格の変動が小さいことを意味します。

	期間	目標変動リスク
資産育成期	設定日以降 2045年の決算日まで	年率6%程度
資産形成期	2045年の決算日翌日以降 2065年の決算日まで	年率6%程度から年率2%程度へ 月次で遞減
資産安定期	2065年の決算日翌日以降	年率2%程度



※上記はイメージであり、実際にはこれと異なる場合があります。

※目標変動リスクは、常にリスク水準が一定であること、あるいは目標値が達成されることのいずれかを約束するものではありません。また、上記数値は当ファンドの長期的なリスク水準の目標を表すものであり、当ファンドの収益目標を意味するものではありません。上記数値が達成されるかどうかを問わず、実際の運用成績がマイナスとなる可能性があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「投資のソムリエ(ターゲット・イヤー2065)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、債券、株式、不動産投資信託証券(リート)など値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

投資のソムリエ(ターゲット・イヤー2065)

一般社団法人投資信託協会分類：追加型投信／内外／資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

<運用プロセス>

- 資産育成期および資産形成期においては、「基本配分戦略」に基づき、各資産への投資比率(0%～100%)を決定します。
- ・基本配分戦略では、統計的手法を用い、ファンドに含まれる複数のリスク要因を抽出し、その時点のファンドの目標変動リスクを考慮したうえで、これらの各リスク要因からファンドが受ける影響が均等になるように資産配分比率、および通貨配分比率を決定し、各マザーファンド、および為替ヘッジ比率を決定します。
- ・基本配分戦略は月次で行います。
- ※基本配分戦略に関して、アセットマネジメントOne U.S.A.・インクの投資助言を活用します。
- 資産安定期においては、「基本配分戦略」に加え、「機動的配分戦略」に基づき、急な投資環境の変化に対応することをめざします。
- ・機動的配分戦略では、市場リスクの高まりに対し、リスクが比較的低い資産の組入比率を増やす等、機動的に各資産への投資比率(0%～100%)を変更します。
- ・機動的配分戦略は日次で行います。

<参考：マザーファンドの投資態度>

- ①国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
主としてわが国の公社債に投資し、NOMURA-BPI総合に連動する投資成果をめざして運用を行います。
- ②為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
主に日本を除く世界主要国の公社債に投資し、FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース、為替ヘッジあり)に連動する投資成果をめざして運用を行います。
- ③エマージング債券パッシブ・マザーファンド
主として新興国の債券に投資し、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス(円換算ベース・為替ヘッジなし)の動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行います。
- ④国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド
主としてわが国の金融商品取引所上場株式のうち、東証株価指数に採用されている(または採用予定の)銘柄に投資し、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に連動する投資成果をめざして運用を行います。
- ⑤外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド
主に海外の株式に投資を行い、MSCIコクサイ・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)に連動する投資成果をめざして運用を行います。
- ⑥エマージング株式パッシブ・マザーファンド
主として海外の証券取引所に上場している株式(*)に投資し、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)の動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行います。
- (*)DR(預託証券)もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券及び証書等を含みます。
- ⑦J-REITインデックスファンド・マザーファンド
東京証券取引所に上場し、東証REIT指数に採用されている(または採用予定の)不動産投資信託証券を主要投資対象とし、東証REIT指数(配当込み)の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。
- ⑧外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド
主に日本を除く世界各国の不動産投資信託証券※を主要投資対象とし、S&P先進国REITインデックス(除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)に連動する投資成果をめざして運用を行います。
- ※海外の証券取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券とします。
- ⑨DIAMマナーマザーファンド
国内の国債、政府保証債、政府機関債、地方債等のほか、取得時において主要格付機関(*)の長期発行体格付(複数の格付機関が付与している場合は高い方の格付)がAA一格相当以上の社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券、さらに、国内格付機関の短期格付がaa-1格相当以上のCD、CPを主要投資対象とします。
- (*)主要格付機関とは、R&I、JCR、Moody's、S&Pとします。

2.主要投資対象

「国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」、「為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」、「エマージング債券パッシブ・マザーファンド」、「国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド」、「外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド」、「エマージング株式パッシブ・マザーファンド」、「J-REITインデックスファンド・マザーファンド」、「外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド」

3.主な投資制限

- ①各マザーファンドへの投資割合には、制限を設けません。
- ②株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ④マザーファンド以外の投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。

4.ベンチマーク

特定しておりません。

5.信託設定日

2021/6/30

6.信託期間

2080/1/11まで

7.償還条項

- 次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。
- ・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合。
 - ・純資産総額が30億円を下回ることとなった場合。
 - ・マザーファンドのベンチマークである対象インデックスが改廃された場合。
 - ・やむを得ない事情が発生した場合。

8.決算日

毎年1月11日(休業日の場合は翌営業日)

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「投資のソムリエ(ターゲット・イヤー2065)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を開東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、債券、株式、不動産投資信託証券(リート)など値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

投資のソムリエ(ターゲット・イヤー2065)

一般社団法人投資信託協会分類：追加型投信／内外／資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

9.信託報酬

ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.649%～年率0.913%(税抜0.59%～税抜0.83%)

計算期間	運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)		
信託報酬	委託会社	販売会社	受託会社
第1計算期から第24計算期まで (設定日から2045年決算日まで)	0.40%	0.40%	0.03%
年率0.913%(税抜0.83%)			
第25計算期から第34計算期まで (2045年決算日翌日から2055年決算日まで)	0.36%	0.36%	0.03%
年率0.825%(税抜0.75%)			
第35計算期から第44計算期まで (2055年決算日翌日から2065年決算日まで)	0.32%	0.32%	0.03%
年率0.737%(税抜0.67%)			
第45計算期から第59計算期まで (2065年決算日翌日から償還日まで)	0.28%	0.28%	0.03%
年率0.649%(税抜0.59%)			

※委託会社の信託報酬には、当ファンドの投資顧問会社(アセットマネジメントOne U.S.A.・インク)に対する投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬率は各計算期間における信託報酬率に応じて、以下の通りとします。

信託報酬率(年率)	投資顧問報酬率(年率)
0.913%(税抜0.83%)	0.180%
0.825%(税抜0.75%)	0.162%
0.737%(税抜0.67%)	0.144%
0.649%(税抜0.59%)	0.126%

10.信託報酬以外のコスト

その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。

- ・組入有効証券等の売買の際に発生する売買委託手数料
 - ・信託事務の処理に要する諸費用
 - ・外国での資産の保管等に要する費用
 - ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等
- 監査費用は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。
- ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。
- ※上場不動産投資信託(リート)は市場の需給により価格形成されるため、上場不動産投資信託(リート)の費用は表示していません。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。
※収益分配金は自動的に全額再投資されます。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「投資のソムリエ(ターゲット・イヤー2065)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有効証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、債券、株式、不動産投資信託証券(リート)など値動きのある有効証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

投資のソムリエ(ターゲット・イヤー2065)

一般社団法人投資信託協会分類：追加型投信／内外／資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

17. 申込不可日

以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ロンドン証券取引所の休業日
- ・フランクフルト証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。

また、確定拠出年金制度上、購入・換金のお申込みができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18. 課税関係

確定拠出年金の加入者におかれましては、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

19. 損失の可能性

当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

20. セーフティーネットの有無

投資信託は、預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。

21. 持分の計算

解約価額×保有口数
注：解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除して下さい。

22. 委託会社

アセットマネジメントOne株式会社
(ファンドの運用の指図を行う者)

23. 受託会社

みずほ信託銀行株式会社
(ファンドの財産の保管および管理を行う者)

24. 基準価額の主な変動要因

1. 資産配分リスク
資産配分比率が高い資産の価値が下落した場合等は、基準価額の下落要因となります。
当ファンドの実質資産配分において、収益率の悪い資産への配分比率が大きい場合、基準価額が下がる場合があります。
当ファンドは短期金融資産等の保有比率を増加させることにより、基準価額の下落リスクの低減をめざして運用を行いますが、当手法が効果的に機能しない場合等により、基準価額の下落リスクを低減できない場合や、市場全体の上昇に追従できない場合があります。
2. 株価変動リスク
投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。
株式の価格は、国内外の政治・経済・社会情勢の変化、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式市場や当ファンドが実質的に投資する企業の株価が下落した場合には、その影響を受け、基準価額が下落する要因となります。
3. 金利変動リスク
金利の上昇は、基準価額の下落要因となる可能性があります。
金利の変動は、公社債等の価格に影響をおよぼします。金利変動は、公社債・株式・リート等の各資産への投資の相対的魅力度を変化させるため、金利変動により各資産の市場の間で資金移動が起こる場合があります。基準価額を下落させる要因となる可能性があります。
4. 不動産投資信託証券(リート)の価格変動リスク
リートの価格の下落は、基準価額の下落要因となります。
リートの価格は、リートが投資対象とする不動産等の価値、当該不動産等による賃貸収入の増減、不動産市況の変動、景気や株式市況等の動向、関係法令・規制等の変更等の影響を受けます。また、老朽化・災害等の発生による保有不動産の滅失・損壊等が発生する可能性があります。
当ファンドが実質的に投資するリートの市場価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。
5. 為替変動リスク
為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。
当ファンドは実質組入外貨建資産について、弾力的に円高での為替ヘッジを行います。
為替ヘッジを行わない場合、為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該実質組入資産の通貨に対して円高になった場合には基準価額が下がる要因となります。
為替ヘッジを行う場合、為替リスクの低減をめざしますが、為替リスクを完全に排除できるものではなく為替相場の影響を受ける場合があります。なお、実質組入通貨の直接ヘッジのほか、先進国通貨を用いた代替ヘッジを行う場合があります。その場合、通貨間の値動きが異なる場合が想定されますので、十分な為替ヘッジ効果が得られない可能性や、円と当該代替通貨との為替変動の影響を受ける可能性があります。また、為替ヘッジには円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分程度のコストがかかることにご留意ください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「投資のソムリエ(ターゲット・イヤー2065)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、債券、株式、不動産投資信託証券(リート)など値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

投資のソムリエ(ターゲット・イヤー2065)

一般社団法人投資信託協会分類：追加型投信／内外／資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

6. 信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

有価証券等の価格は、その発行体に債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。

当ファンドが実質的に投資する株式・債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、当ファンドが実質的に投資するリートが収益性の悪化や資金繰り悪化等により清算される場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、投資した資産の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下落する要因となります。

7. 流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

有価証券等を売却または取得する際に市場規模や取引量、取引規制等により、その取引価格が影響を受ける場合があります。一般に市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす要因となります。

8. カントリーリスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制、また取引規制等の要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。海外に投資する場合には、これらの影響を受け、基準価額が下落する要因となります。当ファンドが実質的に投資を行う株式・債券や通貨の発行者が属する新興国の経済状況は、先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化等が株式・債券市場や為替市場におよぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制や課徴的な税制、海外への送金規制等の種々な規制の導入や政策の変更等の要因も株式・債券市場や為替市場に著しい影響をおよぼす可能性があります。

<その他の留意点>

○当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

○当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

○有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。

○当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。

○当ファンドの収益分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により、分配を行わないことがあります。

○資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。

・NOMURA－BPI総合の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

・東証株価指数（TOPIX）および東証REIT指数の指数値ならびに東証株価指数（TOPIX）および東証REIT指数にかかる標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）および東証REIT指数に関するすべての権利・ノウハウならびに東証株価指数（TOPIX）および東証REIT指数にかかる標準または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。JPXは、東証株価指数（TOPIX）および東証REIT指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、本商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

・FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

・MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

・S&P 先進国 REITインデックスはS&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社（「SPDJ」）の商品であり、これの使用ライセンスがアセットマネジメントOne株式会社（以下「アセットマネジメントOne」）に付与されています。S&P®、S&P 500®、US 500、The 500、iBoxx®、iTraxx®およびCDX®は、S&P Global, Inc.またはその関連会社（「S&P」）の商標です。Dow Jones®は、Dow Jones Trademark Holdings LLC（「Dow Jones」）の登録商標です。これらの商標の使用ライセンスはSPDJに付与されており、アセットマネジメントOneにより一定の目的でサブライセンスされています。本商品は、SPDJ、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社によって後援、推奨、販売、または販売促進されているものではなく、これらのいずれの関係者も、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、S&P 先進国 REITインデックスのいかなる過誤、遺漏、または中断に対しても一切責任を負いません。

・JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ. P. モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「投資のソムリエ(ターゲット・イヤー2065)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、債券、株式、不動産投資信託証券（リート）など値動きのある有価証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。